

空き家バンク制度登録カード

物件番号		R 7 - 1 0 6		区 分		■売却 □賃貸 □どちらでも可			
物件所在地		鈴鹿市 長太栄町二丁目							
希望価格		売却 1 0 0 万円 ■応相談 その他 () 円							
		賃貸 万円／月 □応相談 敷金 円 礼金 円		その他 () 円					
物件の概要	土地	面積		建物の建築年		区域区分		■市街化区域（第一種住居地域） □市街化調整区域	
		(公簿) 3 1 7 . 3 5 m ²		昭和 5 1 年 (1 9 7 6 年)		地目		■宅地 □雑種地 □山林 □畑 □田	
		約 9 6 . 1 6 坪		建物の構造		接道		■有（幅員 1.1m程度） ※建築基準法第 43 条第 2 項の許可必要 道路後退（セットバック） ■必要 □不要	
	建物	1 階	(公簿) 6 5 . 9 4 m ²	■木造		登記	□相続登記必要（建物） □建物登記なし		
			約 1 9 . 9 8 坪	□鉄骨造			■登記済み		
		2 階	(公簿) 2 6 . 4 9 m ²	□その他		耐震診断	□済 ■未 □不要		
	約 8 . 0 2 坪		補強工事：□不要 □要（工事：□済 □未）						
	間取り	1 階	和室 1 室 洋室 1 室 ■台所・食堂・居間 ■風呂・洗面所・トイレ ■倉庫						
		2 階	和室 1 室 洋室 1 室						
	物件の状況	利用状況	平成 2 9 年頃 から空き家		設備等の状況	電気	■引込み済み □未契約		
定期的な 手入れ		■している □していない		ガス		■プロパンガス □都市ガス □オール電化 □団地内集中ガス			
雨漏り		■無 □有		水道		■上水道 □簡易専用水道 □井戸 □その他			
床の傷み		□無 ■有		下水道		■公共下水道 □集落排水 □浄化槽 □団地内集中浄化槽			
におい		■無 □有		風呂		□ガス ■灯油 □電気 □まき □その他			
小動物侵入跡		■無 □有		シャワー		■あり □なし			
				トイレ		■水洗 □くみ取り / ■洋式 □和式 ■小便器			
				駐車場		□車庫 □カーポート □スペース ■なし			
公共施設等の距離	近鉄 長太ノ浦駅	約 0 . 5 km		交渉その他	附属建物	□離れ □車庫(又はカーポート) ■倉庫(又は物置) □その他 □なし			
	市役所	約 5 . 4 km			内覧対応	□所有者又は親族 ■代理者（不動産業者等）			
	長太公民館	約 1 . 0 km			媒介業者	■希望する □希望しない（直接交渉希望）			
	長太小学校	約 0 . 9 km			残置家財	■現状渡し（現状貸し） □所有者側で撤収 □応相談			
	大木中学校	約 1 . 0 km			補修費用	■購入者/利用者側負担 □所有者側負担 □応相談			
	スーパーマーケット マックスバリュ	約 0 . 7 km			ペット(賃貸の場合)	□可 □不可 □応相談			
		約 . km							
特記事項	登記簿情報 土地 宅地 317.35 m ² 建物 居宅 92.43 m ²								
利用上の注意事項	・ 空き家バンク制度の利用（所在地の確認、内覧、交渉等）にあたっては、利用者登録が必要です。利用者登録申込書（第6号様式）に必要事項を記入の上、鈴鹿市都市整備部住宅政策課（059-382-7616）まで提出してください。 ・ 市は、空き家の情報提供、空き家登録者等との連絡のみを行い、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しません。 ・ 媒介業者を通して契約を行った場合は、当該媒介業者に対して宅地建物取引業法に基づく報酬（手数料）を支払う必要があります。 ・ 登録物件に関する都市計画法、建築基準法等関係法令への適合状況については、当事者の責任で十分確認してください。 ・ 「物件の状況」については、確認できた範囲で記載しています。当事者にて現地を十分確認してください。								

物件写真・間取図



【外観】



【玄関】



【台所・食堂】



【居間】



【洗面所】



【風呂】



【トイレ】



【和室（2階）】



【洋室（2階）】



【倉庫】

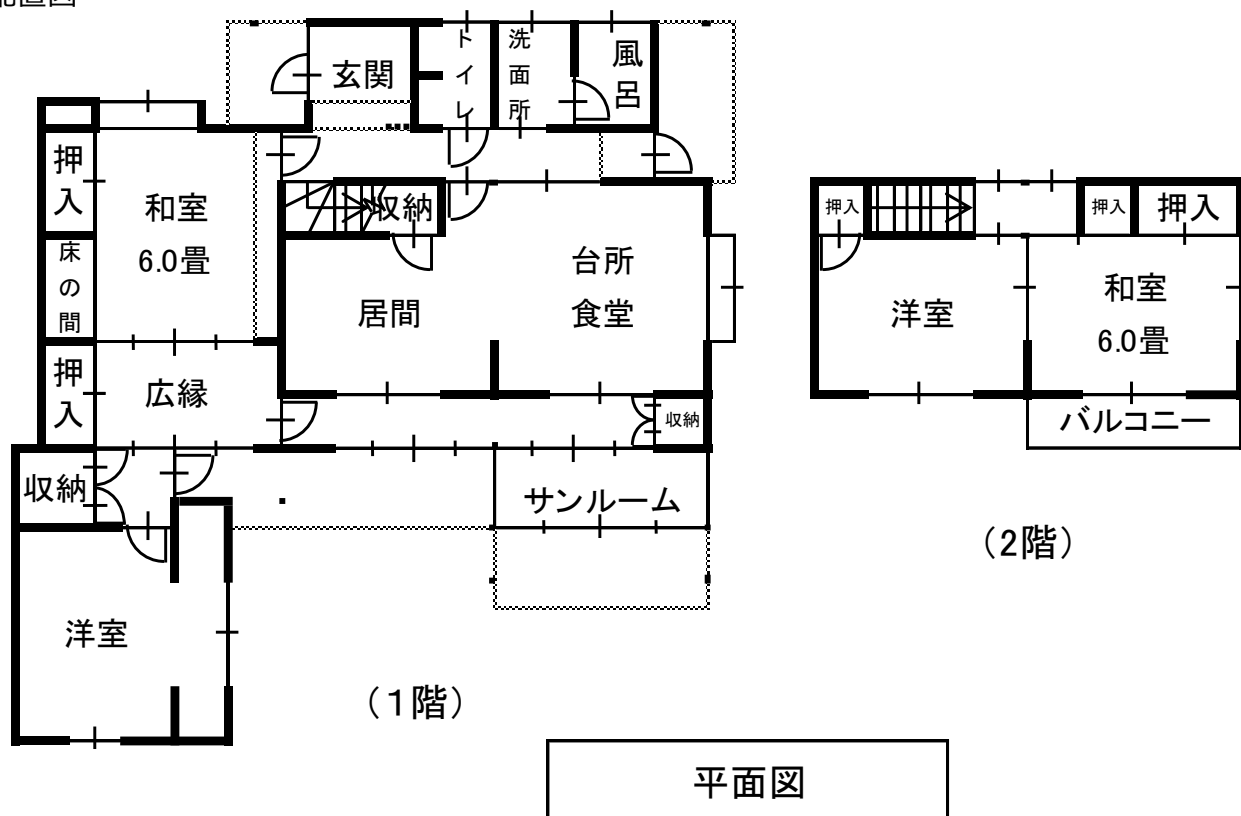


【周辺道路（北側）】

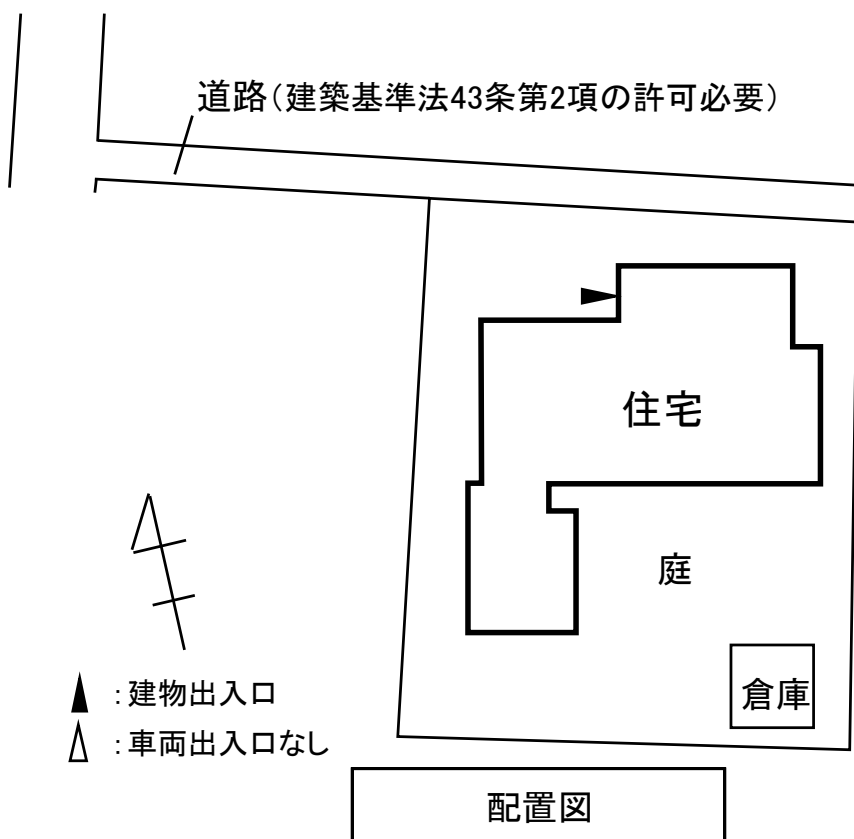


【周辺道路（西側）】

間取り・配置図



注：間取図が現状と異なる場合、現状を優先します



注：この配置図は建物位置を示すものであり、敷地が確定したものではありません。